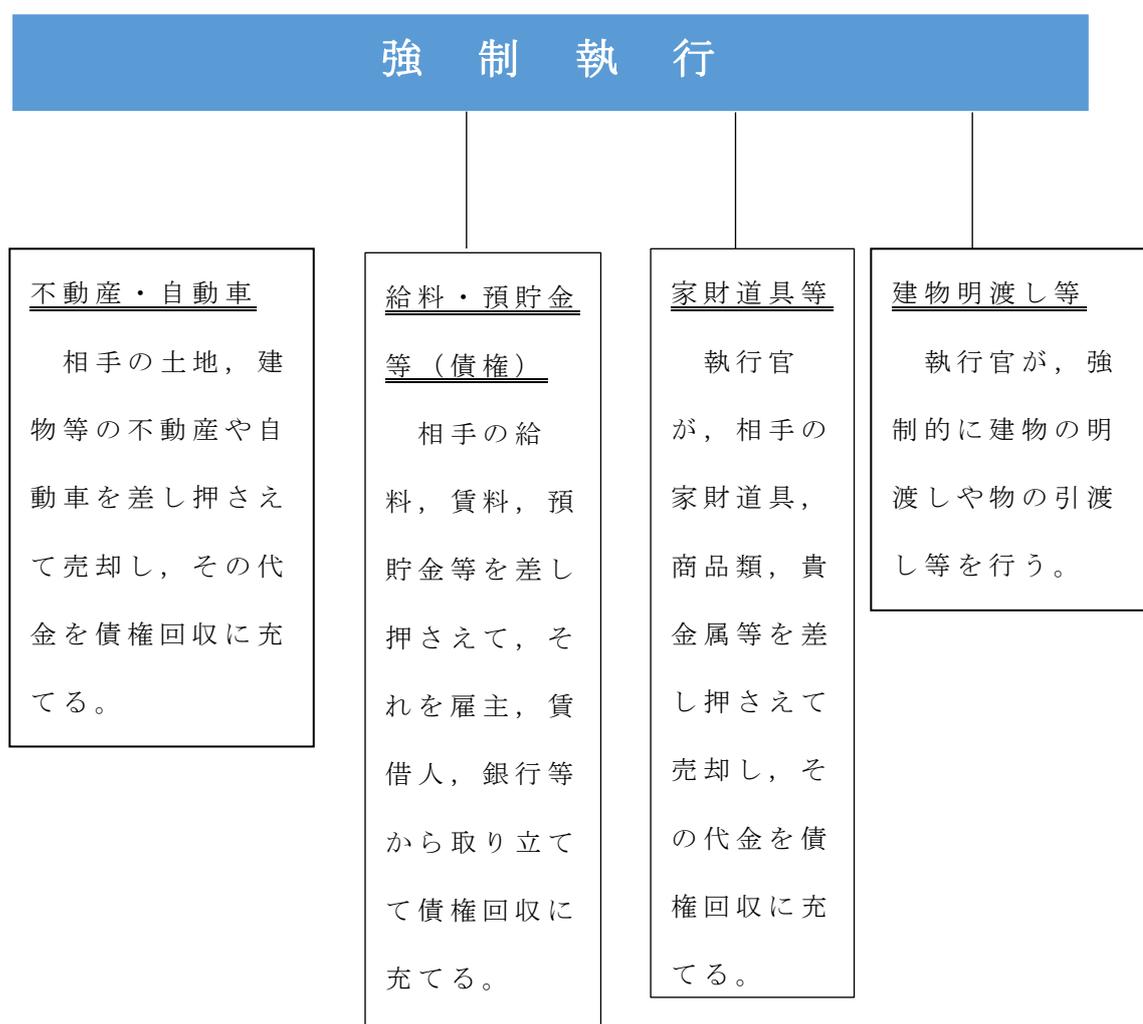


【強制執行の種類】

お金の支払や建物明渡し等が記載された判決等の債務名義を取得したのに、相手が支払や明渡しを任意にしてくれない場合は、その債務名義に従って強制執行をすることができます。

強制執行の種類は、差押等を行う対象財産が何かによって分けられますが、その大まかな種類は以下のとおりです。



(注)どの財産に対する強制執行であっても、差押えの対象とする財産は自分で探し、決める必要があります（裁判所が相手の財産を探すことはしません）。

また、財産が見つかったとしても、価値が低い場合等は費用倒れになることもありますので、ご承知おきください。

【不動産競売手続と債権執行手続の比較】

強制執行の手続のうち，最もよく利用される不動産競売手続と債権執行手続の長所と短所について，比較して説明します。

手続の種類	長所	短所
不動産競売（債務者が所有する不動産を売却し，その代金を債権回収に充てるもの）	○優先する債権者（抵当権者，租税の滞納等）の状況によっては，一度に多額の債権を回収することができる。	×申立時に，多額の予納金が必要となる（70万円以上）。 ×現実に金銭を受領できるまで，時間がかかることが多い。 ×不動産を売却できない場合や優先債権者がいる場合など，手続が取り消される場合がある。
債権執行（債務者が有する銀行預金や給料等の債権を債務者に代わって受領することにより，債権回収に充てるもの）	○現実に金銭を受領できるまでの期間が比較的短い。 ○申立時の費用が比較的安価である（当事者数などにもよるが，概ね1万円程度）。	×債権が存在しなかった場合などは，金銭を受領することができない。